

個別労働紛争解決制度の運用状況について

富山労働局における平成 25 年度上半期（4 月～9 月）の個別労働紛争解決制度の運用状況について公表します。

【平成 25 年度上期の相談、助言・指導、あっせん件数】

・総合労働相談件数	3,331 件	（前年度同期比	- 2 件、0.1%減少）
・民事上の個別労働紛争相談件数	962 件	（同	- 6 件、0.6%減少）
・助言・指導申出件数	38 件	（同	+17 件、81.0%増加）
・あっせん申請受理件数	20 件	（同	- 4 件、16.7%減少）

（1）相談件数は横ばい

総合労働相談件数、民事上の個別労働紛争に係る相談件数ともに前年度同期とほぼ同数でした。

また、助言・指導の申出件数は大幅に増加し、あっせんの申請件数はやや減少しました。

（2）紛争内容は「いじめ・嫌がらせ」の件数が大幅に増加

その他「解雇」「自己都合退職」などに関する相談が増加しました。

（3）迅速な手続きの実施

助言・指導は 1 カ月以内に 89.5%、あっせんは 2 カ月以内に 100% 手続きを終了しました。

1 相談受付状況

（1）富山労働局では、総務部企画室及び各労働基準監督署内に労働問題に関する相談に対応するための総合労働相談コーナーを設置しています。

平成 25 年の上期に寄せられた相談件数は、

- ・総合労働相談件数 3,331 件
- ・民事上の個別労働紛争相談件数 962 件

でした。総合労働相談件数は前年度同期に比べて 2 件の減少、民事上の個別労働紛争相談件数は前年度同期に比べて 6 件の減少と、概ね同水準で推移しました。

（2）民事上の個別労働紛争相談内容の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 17.9%、「自己都合退職」が 13.8%、「解雇」が 12.8%となりました。

前年度同期と比べると、「いじめ・嫌がらせ」が 50.2%増、「解雇」が 19.9%増、「自己都合退職」が 15.0%増となりました。

(3) 民事上の個別労働紛争相談の利用者は、労働者（求職者を含む）が 85.9%と大半を占めており、事業主は 9.3%でした。

2 富山労働局長による助言・指導の状況

(1) 期間中に助言・指導の申出を受けた事案は 38 件でした。

申出内容の内訳は、「解雇」に関するものが 14 件、「いじめ嫌がらせ」に関するものが 6 件、「退職勧奨」に関するものが 4 件でした。

制度の利用者は、「正社員」が 25 件、「パート・アルバイト」が 5 件でした。

(2) 期間中に助言・指導の手続きを終了して事案は 38 件でした。

取下げのあった 1 件を除く 37 件について助言・指導を実施し、そのうち 16 件（43.2%）が解決し、紛争の当事者間で話し合いがされるなど一定の改善があった事案は 12 件（32.4%）でした。

手続きを終了するまでに要した期間は、1 カ月以内が 34 件（89.5%）で、残りも 3 カ月以内に終了しました。

3 調整委員会によるあっせんの状況

(1) 期間中にあっせんの申請は 20 件ありました。

申請内容の内訳は、「解雇」に関するものが 8 件、「労働条件引き下げ」に関するものが 5 件、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが 4 件でした。

制度の利用者は、「正社員」が 17 件、「パート・アルバイト」が 2 件でした。

(2) 期間中にあっせんの手続きを終了した事案は 20 件でした。

20 件中、合意が成立したものは 4 件（20.0%）、申請人の都合で取下げられたものは 3 件（15.0%）、紛争の当事者の一方が手続に参加しないなどの理由で、あっせんが打ち切られたものは 13 件（65.0%）でした。

手続きを終了するまでに要した期間は、1 カ月以内が 17 件（85.0%）、2 カ月以内が 3 件（15.0%）でした。